

長野市廃棄物処理施設設置審査会議事録

日時：令和6年3月26日（火）15:15～16:45
場所：長野市役所第一庁舎第一・第二委員会室
審査委員 浅野憲哉 太田進 小林 拓
高木直樹 宮原裕一
長野市 環境部長 安塚讓治
廃棄物対策課 課長 北村嘉孝
課長補佐 中嶋隆夫
係長 坂田卓実

（北村課長）

本日は長野市廃棄物処理施設設置委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私とも大変ご多用のところご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

私は、本日の進行を務めます、長野市環境部廃棄物対策課長の北村でございます。

定刻となりましたので、ただいまより、第6回長野市廃棄物処理施設設置委員会を開会いたします。本日の審査会は、5名の委員により審議をお願いいたします。また、本日の審査会で設置計画の概要等を説明するため、申請者である直富商事株式会社様が同席されております。なお、この審査会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開となります。また、議事録を作成するため、録音機を使用いたしますので、ご了承ください。

それでは、お手元の会議次第に従い進行いたしますが、本日の議事終了時刻は、17時15分頃を目途としております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認でございますが、事前にお送りいたしました資料からご覧ください。まず、本日の次第がございます。次に長野市廃棄物処理施設設置委員会委員名簿。次に産業廃棄物処理施設設置許可申請書、次に一般廃棄物処理施設設置許可申請書、次に生活環境影響調査結果書。続いて本日配布いたしました資料としまして、まず申請者が作成した説明資料が一部、次、別冊としてこの場で配布した生活環境影響調査の概要が一部、以上でございます。

お手元がない資料がございましたらお申し出ください。もし途中で気づかれた場合は、遠慮なくまた申し付けていただければと思います。

なお、傍聴をされております傍聴、報道の皆様には、審議会がスムーズに進行するよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、安塚環境部長よりご挨拶を申し上げます。

（安塚部長）

長野市環境部長の安塚と申します。

委員の皆様には大変お忙しい中、また足元の悪い中、長野市廃棄物処理施設設置審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、会議前、本日の審査会でのご審査いただく案件の現地調査を実施していただき、重ねて御礼申し上げます。

本市は平成11年に中核市移行し、県から産業廃棄物関係の許可事務が移譲されたことに伴い、この審査会を設置しております。本日は6回目の開催となります。

ご存じの通り本審査会の目的は、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設のうち、焼却施設または最終処分場の設置等の許可申請が出された場合に、その周辺地域の生活環境の保全に関し専門知識を有する方からご意見をお聞きするために設置いたしましたものでございます。

今回は直富商事株式会社から、焼却施設の設置に係る設置許可申請書が提出され、法に基づく生活環境影響調査が終了しておりますので、委員の皆様にはこの調査結果及び施設の設置計画等につきましてご審査をいただきたいと思っております。

皆様の専門的な見地から十分にご審議をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

(北村課長)

ありがとうございます。続きまして、委員名簿の順に沿って委員の皆様をご紹介させていただきます。委員名簿は五十音順になっておりますのでご承知おきください。

(中嶋課長補佐)

それではご紹介いたします。

最初に浅野憲哉委員さんでございまして。現在、現在長野工業高等専門学校教授をされておられます。ご専門は衛生工学で、この審査会では廃棄物をご担当されます。

続いて、太田進委員さんでございまして。現在、におい・かおり環境協会顧問をされておられます。ご専門は悪臭防止で、審査会では悪臭をご担当されます。よろしく申し上げます。

続いて、小林拓委員さんでございまして。現在、山梨大学大学院総合研究部准教授をされておられます。ご専門は環境科学で審査会では、大気汚染をご担当されます。

続いて、高木直樹委員さんでございまして。現在、信州大学工学部特任教授をされておられます。ご専門は建築音響で、審査会では、騒音振動をご担当されます。よろしく申し上げます。

続きまして、宮原裕一委員さんでございまして。現在、信州大学理学部教授をされておられます。ご専門は環境科学で、審査会では、水質汚濁をご担当されます。よろしく申し上げます。

以上5名の委員の皆様をご紹介しました。よろしく申し上げます。

(北村課長)

次に、本日出席しております事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

(自己紹介) 安塚部長、北村課長、中嶋課長補佐、坂田係長

(北村課長)

続きまして、会長の選出についてお諮りいたします。

「長野市廃棄物処理施設設置審査会設置要綱」の第4第1項では、「審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。本日、どのように選出したらよろしいか、ご意見等がございましたら、皆さんの中からお出しただけだと思います。

(太田委員)

事務局の方で何か案がありましたらお願いします。

(北村課長)

ただいま、事務局案というご発言がございましたが、委員の皆様から他に、何かございますか。もしなければ、私どもの事務局の案といたしましては、会長には高木委員をお願いしたいと考えております。この事務局案について、異議等はございますでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(北村課長)

ありがとうございます。

それではご異議がございませんので、会長に高木委員が選出されました。

それでは高木委員に会長お願いいたします。高木委員には会長席の方へ移動をお願いいたします。それでは、高木会長からごあいさつをお願いいたします。

(高木会長)

ただいま、会長ということでご指名いただきました高木でございます。

年のせいか、だんだんそういう場が増えてきているのですけれども、この審査会についても、長野市にとって、私たちの生活にとって必要不可欠な施設をどういうふうにする、作るにしても、周りの環境への悪影響を少なくして、適切な施設をどういうふうにつくるかということ、私たちが見るということだろうというように理解をしております。

皆様、先ほどご紹介あったようなそれぞれのご専門性がございますので、その専門性を活かしていただいて、積極的な忌憚のない意見をいただければというふうに考えております。私はそれをサポートしながら、議長をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(北村課長)

ありがとうございます。

続いて、お手元の次第の6番目の議事に移りますが、その前に、ご発言いただきます際は、マイクの使用をお願いしたいと思います。お手元のボタンを押して、緑色にランプがともってから、ご発言をいただくようにお願いします。

また、発言を終了した後はボタンを押して、ランプが消えるのを確認するという形で、よろしくをお願いいたします。

それでは、本審査会設置要綱第5の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、高木会長には、議事の進行をお願いいたします。

なお、安塚環境部長は公務のため、ここで退席いたしますがよろしくをお願いいたします。

(高木会長)

それでは次第に従って進めたいと思います。

最初に、会長職務代理、私が何かの理由で、来られなくなってしまったような場合だと思えますけれども、要綱の規定により会長が指名するという事になっております。太田委員さんをお願いをできればと思えますけれどもよろしいでしょうか。

(太田委員)

わかりました。

(高木会長)

ありがとうございます。

それでは太田委員さんが会長職務代理ということで進めたいと思います。

初めに議事録の(1) 縦覧意見聴取等の経過説明について事務局からご説明をお願いいたします

。

(中嶋課長補佐)

事務局から縦覧及び意見聴取等の経過について説明いたします。

直富商事株式会社から提出されました焼却施設の設置許可に係る一般廃棄物処理施設設置許可申請書、産業廃棄物処理施設設置許可申請書、及び生活環境影響調査結果書につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項及び第15条第4項の規定に基づき、令和6年1月12日から2月13日まで縦覧を実施いたしましたが、縦覧者はおりませんでした。また、同法第8条第6項及び第15条第6項の規定に基づき、2月27日を期限として、設置の設置に関し、利害関係を有する者からの意見書を受け付けしましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上ご報告いたします。

(高木会長)

それでは、(2) 施設設置計画の概要説明についてお願いします。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

直富商事の鈴木ですが、先ほどは現地でご視察ありがとうございました。

続いて、私の方から、(2) 施設設置計画の概要説明、それから、(3) 維持管理計画の概要説明をさせていただきます。

着座で説明させていただきますがご了承ください。

審査会資料、配布資料の1枚目をご覧ください。本処理施設の概要を示す図となっております。真ん中に赤く色がついておるのが、現地でも説明をさせていただきましたけれども、今回設置を予定している焼却炉の本体になります。保管場所①、これが建物の説明させていただきました。上が保管場所②と、こちらの説明をさせていただきました。①につきましては焼却炉に投入する廃棄物を事前に保管をする場所となっております。②につきましては、廃棄物を燃やした後に発生する廃棄物を保管する場所となっております。

それでは、この処理工程を説明させていただきます。本図面の左下に処理工程図というふうに

絵が書いてありますが、こちらをご覧ください。まず、廃棄物の投入をいたします。その廃棄物は、炉筒の中で燃やされまして、その廃棄物は灰となります。灰となった廃棄物はそこで一旦たまりますけれども、そこで出てきた可燃性のガスが、ガス燃焼という工程に行きますけれども、燃焼炉というところに移ってガスが燃焼されます。そのガスは、基本的には処理されますが、その廃熱を利用するために、ガスの一部を下の温水発電の方にまわします。そこで作られた温水で発電されまして、当焼却炉は発電を備えた焼却炉になっております。それから、ガスにつきましては急冷しまして、有害のガスでないように、急冷塔を通るようにいたします。続いて冷やされたガスは、有害物吸着・浄化ということで、バグフィルターというフィルターを通しまして、最終的に浄化されたガスが煙突を通して、綺麗なクリーンガスとして排出していきます。

ここで処理をする廃棄物のフローの説明をさせていただきます。今の処理工程図の下にありますけれども、当工場は秋古工場という名称になっておりまして、ここで廃棄物を受け入れまして、今の焼却炉で焼却をいたします。焼却をした廃棄物につきましては、燃え殻という形になりまして、体積を非常に小さくした後、埋立地に持っていき適正に埋め立て処分がされます。

続きましてその右側に、今回導入する処理する廃棄物の種類と処理能力を記載させていただきました。処理する廃棄物といたしましては、この乾留ガス化炉で処理する廃棄物は、1番汚泥、2番廃プラスチック類、3番ゴムくず、4番金属くず、5番ガラスくず類、6番廃油、7番廃酸、8番廃アルカリ、9番紙くず、10番木くず、11番繊維くず、12番動植物性残さ、13番感染性産業廃棄物という廃棄物の処理をいたします。処理能力といたしましては、1日40トンの処理能力を備えております。それと乾留ガス化炉と付属されている燃焼炉というのがありますが、ここで処理する廃棄物といたしましては、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃アルカリという廃棄物になっております。こちらは1日1.8トンの処理能力となっております。

それでは次の2ページをご覧ください。今ほど処理工程の口頭で申し上げましたが、これを絵にしますと、このような2ページの図になっております。廃棄物が一番左上にありまして、乾留ガス化炉が、3号まであります。一番上のガス化炉に廃棄物を投入していきます。これは大体1日の仕事ですが8時間ぐらいかけて投入と、燃焼をしていくところですがけれども、そうしますと、前の日の、その次にですね、下の焼却炉に移っていきまして、燃えた廃棄物は次の8時間で冷やされることとなります。そしてまた冷やされた廃棄物は、一番下の3つ目の炉で廃棄物を排出する仕事になります。8時間スパンで3つありまして、24時間工程で24時間連続で3つの炉を交代しながら、廃棄物を処理するという形になります。そして黄色い線が、そこから出てきた、可燃性のガスですがけれども、バーナーを通しまして、燃焼炉で、この可燃性のガスを燃やします。そして温水をとりまして、上の方に行きますと、バイナリー発電ですね、先ほどの温水を使いまして発電がされます。温水路を通ったガスにつきましては、水冷塔というところで、一気に急冷することにより、有害のダイオキシン類等の再合成が防がれまして、緑色の綺麗な空気になった後、バグフィルターを通して有害物の吸着をして、浄化がされたクリーンな空気が煙突から通って出て行く形になります。そしてこの真ん中の温水路の下に燃焼炉というのがありますが、ここに右の方から廃油、廃酸、廃アルカリとありますが、こちらが滴下されまして、燃焼炉と一緒に処理がされるという形になり、この乾留ガス化炉の3つの下にですね、押し込みファンという空気がありますが、これはそれぞれの炉に空気を送り込みまして、効率よく燃焼されるというそういう仕組みになっております。

それではですね、次の3ページをお願いいたします。こちらですね、一般廃棄物、それから産業廃棄物と、それぞれありますけれども、まず一般廃棄物処理施設の技術上の基準、構造基準ですね、こちらの方の一覧表となっております。左側の省令第4条の基準との比較、こちらについては、一般廃棄物の全体を含めました基準となっております。上段の、例えば自重積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であることというような基準がありましたところを、それぞれ2、3、4、5、6とこういった基準がありまして、満たしていることを記載させていただきました。右の段にいきますと、こちらが第4条第1項ですね、こちらの方は、焼却炉に関係する特有の構造基準となっております。焼却炉はこうでなければならないという技術基準がありましたところの対応を右側に書いてあります。こちらの方は事前に資料お配りさせていただいていますので、またご質問等ございましたらお受けしたいと思います。

続きまして4ページをお願いいたします。焼却炉は、設置基準としまして一般廃棄物と産業廃棄物の設置基準の許可をいただいておりますので、こちらにつきましては、産業廃棄物の観点から見た構造基準との比較となっております。一般廃棄物の先ほどの説明と同様に左側が廃棄物全般の構造基準、右側が焼却炉特有の基準となっておりますが、内容はかなり類似しておりますけれども、若干の言葉の違いはありますが、同じように対応をしっかりと書かせていただきました。

続きまして5ページをお願いいたします。5ページにつきましては、やはり一般廃棄物の処理施設、こちらは維持管理計画となっております。例えば、第4条、5号基準等の比較につきましては、施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うことということで、7番まで維持管理の基準がありますが、それぞれしっかり対応できるように対策を書かせていただきました。右側につきましては、やはり焼却炉特有の基準ですけれども、こちらについても、維持管理上の技術の基準に対しまして、対応を書いてあります。なお維持管理計画につきましては、今回導入させていただきましたキンセイ産業さんとの打ち合わせを綿密に行いまして、長野市さんの指導もいただきながら、書いたところであります。

同じく続きまして6ページをお願いいたします。こちらは産業廃棄物処理施設ということで、設置許可上の産業廃棄物での維持管理計画になっておりますが、同様に左側が廃棄物全般の基準、維持管理計画の基準ですね。右側につきましては、焼却炉に特有な基準が書いてあって対応が書かれております。

それでは続いてですね、7ページをお願いいたします。こちらについては、焼却施設の維持管理、運転日報ということで、こちらの方で日々管理、それから維持管理のものをさしていただきます。左上に書かれているのは、このガス化炉の投入された廃棄物の量をチェックしていきます。ご説明の通り炉は3つありますので、A炉、B炉、C炉ということで、投入物の種類、それから投入廃棄物の重量、投入された廃棄物の容量、立方メートルですね、これらを記載しまして、いずれも不適物が混入されていないかの確認をいたします。投入時間と、それから冷えた後、廃棄物を取り出しと申し上げましたが、灰出しというふうに言っておりますが、灰出しの時間をそれぞれ記入させていただきます。その下段には、燃焼炉滴下量と書いてありますが、燃焼炉で、廃油、廃酸、廃アルカリ、これらの廃棄物が1日1.8トンの処理ができると申し上げましたが、この廃棄物の処理が滴下物という名前になっていまして、それぞれの滴下の種類を書きまして、そのキログラムリットルを記入させていただきます。上段と同じく不適物の搬入がないか。それから滴下された時間は何時間ということで記入をして管理していきます。装置の点検ですけれども

、こちらは投入装置、それから乾留ガス化炉A、B、C、バーナー炉ごとに機器名を記入しまして、それぞれの点検項目をグリスからいろんな摩耗から動作確認から、ノズルの詰まりだとか、そういったところをくまなく見まして、点検時期に応じて対応していきます。いわゆる日常点検というものにつきましては、毎日、Aというものについては月1回、Bの項目につきましては3ヶ月に1回ということで、それぞれやっていきます。問題が出た場合には、処置ということで、休止、それから給油、交換、ドレーン清掃交換補修などの処置をさせていただきます。右のページにつきましても、同じ続きとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、8ページをお願いいたします。こちらは焼却炉の運転状況の記録表となっております。1日1枚の日報方式ですけれども、目標管理ということで、1時間に1回、確認を今後していく予定とさせていただきます。まず右側に備考異常時確認項目とありますので、読ませていただきます。まず①は燃焼室の温度です。950℃以上ということで設定をしております、これが目標値を下回る場合は、制御バーナーのそれから温度センサー、熱電対の確認をいたします。②の一酸化炭素濃度、こちらにつきましては、目標値が1時間平均で、上乘せ100ppm以下をやっていきますが、これは上回った場合は、押し込みファンの確認、制御バーナーの確認、分析計の確認をしています。最後に塩化水素濃度としましては、700mg/Nm³、これ以下を目標としていきますが、これが上回る場合は消石灰、分析計の確認をいたします。

それでは続いてですね、9ページをお願いいたします。こちらは先ほどご紹介いたしました、今回の焼却炉メーカーであるキンセイ産業様から指導、それから今後業者の方で継続してやっていくところですが、異常時の措置ということで、あらゆるですね、これまでの経験、実態に基づきまして想定されるトラブルに関しまして、装置側での対策、それから人的な対策ということで、一覧にさせていただきます。これらの異常措置に対する対応を、今後、訓練、協力をして対応していくところであります。

それでは10ページをお願いいたします。こちらにつきましては先ほど現地視察でも、説明資料の中で、建屋の特徴、それから廃棄物の特徴に合わせて、外壁、ビニールカーテンを設けるという説明をさせていただきましたが、少し補足をさせていただきます。新焼却施設においては、焼却前廃棄物を屋根の下に保管しまして、野天保管の現状、この施設よりも周辺への悪臭の拡散を大幅に低減することを目指しております。さらに、より効果が期待できる対策として、臭いの発生のある、おそれのある焼却前廃棄物につきましては、別紙の右の方ですね、平面図、立面図に示した、密閉できる保管場所であるK5、9、10とありますが、それぞれの場所で保管しまして、臭いの漏出を防ぎます。特にK5の方、こちらは先ほど動植物性残さを貯めている場所ですけれども、廃プラスチック類から腐食臭の発生が懸念、心配されますので、密閉の他にですね、必要に応じて消臭剤をちゃんとして、臭い発散を防いでいきます。今の説明の内容が右側の絵ですけれども、ご確認をお願いいたします。

それでは11ページをお願いいたします。こちらの資料につきましても、先ほどの現地視察において添付させていただきました資料になっております。左側が廃棄物保管庫、先ほどの書類では建物1となっており、2番につきましては計画建物②ということで廃棄物が燃えた後発生した燃え殻等を保管する建物の立面図となっております。

それでは続いて12ページをお願いします。こちらでもですね先ほどの資料に掲載いたしましたものですので、ご確認をしていただきたいと思いますところですが、油水分離槽の記載が先ほどはモノクロ、黒白

でわかりづらかったのですが、今回、赤くなっているかと思います。それぞれの油水分離槽につきましては、基本的には原則週一回の点検、それから6ヶ月に一回中身をすべてバキュームして清掃しております。ただし、毎日清掃している部分もありますので、都度、点検という形になりますけども、基本的には週1回の点検と、2ヶ月、6ヶ月1回の清掃しているところです。よろしく願いいたします。

続きまして、これらですね、環境項目の測定計画ですが、次の13ページをお開きください。こちらが当社で定めている測定計画となっております。項目の段に、焼却施設の開発の中では、法規制としてばいじん量からダイオキシン類それぞれの数値と測定頻度ということで、こちらはいずれも年2回、下のダイオキシン類については年1回ということで計画をして実行しているところです。同じく焼却施設の燃え殻、それと焼却施設の集じん灰、いずれも基準値、ダイオキシン類の関係で1回の測定をしているところです。先ほどもご指摘ありました秋古工場の最終放流水ですが、こちらは自主基準ということで、pHからアンモニア、アンモニウム化合物等のところの項目を自主基準で基準値を設けまして、こちらは年6回の測定頻度でチェック、基準を下回るように確認をしているところです。続いて浄化槽処理水ということで、こちらの自主基準ですが、大腸菌群数ということで、年6回の測定をしているところです。騒音それから振動につきましては、工場の敷地境界、それから秋古区様の墓地、こちら先ほどご指摘があったと思いますが、いずれの場所で年4回、測定しております。これらについても自主基準を設けてやっております。数値につきましては、70デシベル、60デシベルということでやっております。それから最後にですね、悪臭ですね、こちらにつきましても、自主基準ということで、秋古区様の敷地境界の場所、それから秋古区様の墓地ということで、年1回と年4回のそれぞれ測定頻度を設けてやっております。

それでは14ページをお願いいたします。こちらは現地視察のときに図面で説明いたしました安全対策の一部になりまして、当地域は長野県が指定する地すべり防止区域でありますので、当社は国土防災技術様に年間で地すべり観測をお願いしております。その計画表となっております。現地での調査、それから半自動観測、これは必ずみ計ですね、埋め込んで地面がどのように動いたかがありましてそれから推移ですね、先ほどの先生からのご指摘あった通り、長雨が続いて、中で水が溜まっていくと、地すべり面に水が溜まって滑るといことらしいので、この地下水の水位を観測していただきます。それから地表伸縮計ですね、2本棒を立てて、張り巡らした糸が伸びたり縮んだりすることによって地すべりを確認していると。それと地中の収縮計ですね。それと最後にGPSを設けて365日確認をしていただいております。それから常時点検ということで、こちらは当社の社員が、それぞれのアンカーとか、水抜きのパイプの場所の確認、詰まり等があったり、草でポイントが見えなかったところを清掃したり、異常がないかの確認を日々行っているところです。

それでは続きまして15ページをお願いいたします。こちらが今申し上げました、安全対策の場所になります。先ほど歩いていただいた工場と見ていただいた図面がちょっとちいさくなっていますけども、区域がおわかりになるかと思います。丸い赤いマルが歪みそれから水の観測ポイントになります。丸と四角の緑色のものが、ちょうど真ん中にS1というのがありますが、これが地表の伸縮計となります。その間青い四角ですね、結構ありますけども、地中での伸縮を観測しております。それから三角の青が3つありますが、こちらがGPSで観測をしているところになって

おります。長年にわたりデータを取っております。そして最後にですね、口頭で、1ページ目にですね、口頭で今後のスケジュールの説明ということで書かしていただいておりますので、もう少しだけ話して、私からご説明を終了させていただきます。ただいま2024年の4月に入っておりますのですが、この4月中にはですね、5月に入る頃にかけて、一部の造成工事が入っているところで、水道の関係が入ってきますので、先ほどの対策であります、事前対策事業、集中のボーリングの工事等始めまして、この夏ごろからですね、まず今まで工程を詰めているところですけども、夏頃から秋頃にかけて焼却炉の下の基礎工事、これは今年の暮れにはですね、先ほどの地すべりが起きてしまった場所の復旧が長野県土尻川砂防事務所さんより行われると聞いておりますので、それを伴いまして当社の被災してしまっただけでなく、選別等の解体。それがより終わりますと、いよいよ2025年に入りますが、いろいろ建屋の建設、それから25年の4月5月ごろからですね、焼却炉の設置がされまして、2025年のちょうど1年少しですね、最後には焼却炉が完成して、25年の夏ごろから稼働したいということになります。以上で説明を終わりにいたします。ありがとうございました。

(高木会長)

どうもありがとうございます。

まず最初に説明を聞いて、そのあとで質疑を予定しております。

では続いて(4)生活環境影響調査結果についてのご説明をお願いいたします。

(直富商事株式会社 鈴木室長)

お願いします。私も鈴木ですが、測定担当をしております。

お手元の、結果書をご覧くださいながら、訂正事項の一覧表を見ていただきながらお願いいたします。訂正事項が多くご迷惑おかけしております。まずNo.1の訂正内容目次の2枚目と3枚目の差し替えであります。ページ番号が97ページ以降変わったので、ページ番号を変えるために、97ページ以降差し替えておりまして、目次も番号を変えております。目次の2枚目と3枚目の赤い字で書かれているページが変わったところでございます。なお、次の訂正内容、97ページ以降最終ページまでの差し替えです。こちらは、委員の先生からご指摘いただきまして、97ページの表を、97ページご覧いただきたいのですけれども、97ページの表に何行か追加したことによりまして、98ページの表95が当初97ページにあったのですけれども、98ページにずれ込みまして、97ページ以降差し替えをさせていただきました。次の訂正、No.3です。97ページの表94への追記しております。先ほど説明した内容です。そして次No.4の訂正内容。100ページご覧ください。表96に誤記をご指摘いただきました。赤字で示した「煙突排ガスの排出の」というところを正しくしております。正しいものが、今赤字の部分です。そして次No.5の訂正内容。105ページお開きください。105ページが表101という記載がちょっと以前間違っただけで、修正しております。2ヶ所、101に修正しております。そして、次が、次のページ106ページです。これも表の間違い、表番号の間違いで、102に正しく修正しております。2ヶ所です。そして次の修正が108ページで、添付資料の目次を当初書いていたのですけれども、本文の目次の方に統合して簡素化いたしました。次の訂正がNo.8となりますが、207ページまで飛びます。207ページの一番上に記載の2023年3月28日という日付がですね、実際には測定、採取測定日が2023年3月28日だったので

、もう少し早い日付になっていってしましまして、修正したものでございます。そして、No.9、種訂正内容No.9、222ページをお開きください。こちらもご指摘、委員の先生からいただきまして、222ページと223ページを追加しております。このページは赤字の部分は一部分ですけれども、この222ページと223ページは、新たに追加したものでございます。特定悪臭物質の最大着地点予測を施設排出ガスの関係とストックヤードからの関係、すべての項目について予測したというものでございます。以上で、結果書訂正事項の説明を終わります。

(高木会長)

続いて、生活環境影響調査の結果についてということでよろしく申し上げます。

(株式会社信濃公害研究所 中山次長)

続きまして、こちらの生活環境影響調査の結果の概要について、私、株式会社信濃公害研究所の中山の方から説明させていただきます。

それでは生活環境影響調査の結果を発表いたします。2ページ目とページ番号でいうとこちらの方にありますね。ページは右下に書いた方になります。初めに影響調査の流れを説明します。環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づいて、調査項目を選定し、次に現況の把握を行います。現況把握では、計画地や周辺環境で、大気や騒音、振動や悪臭などを測定したり、道路交通量の公表データの収集などを行います。次に予測を行います。予測ではまず、気象観測データや焼却炉メーカーからの騒音振動などのデータを用いて新しい焼却炉稼働した状況をシミュレーションし、計算し増加量を算出します。そして現状に増加量を加算し、予測値を算出いたします。実際には新しい焼却炉と現在の焼却炉の同時の稼働はありませんが、安全側を見て現在の焼却炉や破碎機などの処理施設からの影響に、新しい焼却炉からの影響を加算して、予測値を求めております。最後に予測値と環境保全目標値とを比較して評価を行います。

次のページにいきます。今回選定した評価結果は、調査項目はこちらの表の丸印をつけた項目になります。例えば排ガスについては、ダイオキシン類などの大気質と悪臭を選定しました。なお廃棄物運搬車両走行については、主要搬入道路沿道に、人家が存在しないことや、選別機能の本社移転による運搬車両の減少が見込まれることなどの理由で選定いたしませんでした。

次のページにいきます。3ページ目ですね。それでは調査結果の報告に移ります。まず、総合評価の結果を報告いたします。選定した調査項目を個々に評価しました結果、本事業による影響は基準値に適合していると評価いたしました。この後、調査項目ごとの評価を説明いたします。

次のページに移ります。まず、大気質について発表します。初めに目標数値について説明いたします。焼却炉煙突からの排ガスの上限の目標値として大気汚染防止法規制値に基づいてこちらの赤枠の数値を設定いたしました。例えばダイオキシン類につきましては、1立方の排ガス中に毒性等量で5ngが上限値となります。大気質の予測計算を行うときの排ガスの各物質の排出値につきましても、安全側を見てこの上限値を用いて算出しております。

次のページに移ります。こちらは周辺環境の大気質の環境保全目標です。大気汚染に関わる環境基準などに基づいて、こちらの赤枠の数値を設定いたしました。例えばダイオキシン類につきましては、1立方の空気毒性等量で0.6ピコグラムが環境保全目標値になります。

次のページに移ります。6ページ目です。それでは大気質の予測結果に移ります。こちらの図

は、焼却炉の稼働がどこにどの程度の濃度増加を与えるかを色で示した増加値の分布になります。こちらは年平均値を示してあります。色の凡例は右上の方に示してあります。二酸化硫黄は北東方面と南西方面へ最大で基準値の1%から5%増加の影響を与える予測結果となっております。二酸化窒素とダイオキシン類は北東方面と南西方面と南の方面、南方面へ最大基準値の0.5から1%の増加の影響を与える予測結果となっております。

次のページに移ります。浮遊粒子状物質と水銀は基準値の0.5から1%の増加の、前の表で紫色に塗りつぶされた時点もなく、増加量基準値の0.5%未満という予測結果となりました。

次のページに移ります。ページ8ページ目になりますね。予測結果の評価を行います。これらのグラフの赤い棒グラフは基準値を表し、青い棒グラフは予測値を示し、赤い点線は環境保全目標値を示しています。そのため、青い棒グラフが赤い点線を超えてしまうと、環境保全目標を守れていない予測結果となります。なお地形の影響を考慮するため、予測結果増加量を4割増して現状値に加算し予測値としております。このようにいずれの項目についても環境保全目標値に適合しており、現状からの大きな増加はありませんでした。

次のページに移ります。水銀と浮遊粒子状物質につきましても、環境保全目標に適合しており、現状からの増加はわずかでした。

次のページに移ります。ここまでは大気質の1年間の平均の増加量を説明いたしました。ここからは、1時間という短時間の増加値を説明いたします。こちらの図は1年間のうち、増加値が最も多くシミュレーションされた、ある条件、1時間値の増加値の分布になります。二酸化硫黄と二酸化窒素とともに、南東、東南東方面で最大で基準値の10%から50%の増加の影響を与える結果でした。

次のページに移ります。塩化水素については、東南東も最大で基準値の10から50%増加の影響を与える予測結果となっております。粒子状物質については、東南東方面で最大で基準値の1から5%増加の影響を与える予測結果となっております。

次のページに移ります。1時間平均値の予測値の評価を行います。なお年平均と同様に地形の影響を考慮するために、増加値を4割増して現状に加算し、予測値を評価しております。このように、二酸化硫黄と二酸化窒素については環境保全目標に適合しておりました。

次のページに移ります。こちらは、塩化水素と、浮遊粒子状物質のグラフです。塩化水素と粒子状物質についても環境保全目標に適合しておりました。以上のように、施設の稼働に伴う大気質の影響につきましても、煙突からの排出を上限まで上昇させ、かつ、地形を考慮し、増加値を4割増した状況におきましても、年平均値と1時間平均の両方が環境保全目標値を達成しておりました。

次のページに移ります。次に騒音振動について発表いたします。まず、予測地点を説明いたします。こちらの青丸が秋古周辺集落ですね。上側にある方が保玉集落周辺の予測地点となります。そしてこちらの緑の丸ですね。緑の丸が秋古集落敷地境界、もう一方の方が上側にある方が保玉集落境界の予測地点となっております。

次のページ、15ページに移りますね。次に目標値についてですが、騒音は騒音環境基準や騒音規制法に基づいて、こちらの赤枠の数値を設定いたしました。例えば、秋古集落周辺の昼の環境保全目標値は60デシベル、秋古集落敷地境界の昼の目標値は70デシベルです。

次のページに移ります。振動については振動規制法に基づいて、こちらの赤枠の数値を設定い

たしました。例えば保玉集落につきましては、昼の目標値は65デシベル、保玉集落敷地境界の目標値は70デシベルです。

次のページに移ります。それでは、騒音の予測結果の評価を行います。始めに敷地境界についてです。各地点の各時間体の予測値について、環境保全目標値を達成しておりました。全体的に現状値が環境保全目標値に接近しておりますが、この原因としましては国道19号の自動車騒音の影響が考えられます。

次のページ、ページ18ページ目ですね。次に集落周辺についてです。これらグラフのように、秋古集落周辺と保玉集落周辺の予測値はともに環境保全目標値を達成しておりました。ただし、夜間については予測値と目標値が同じ値、当時の50デシベルでした。50デシベルの騒音の大きさは概ね美術館の館内と同じ目安となっております。

それでは次のページに移ります。次に振動の予測結果の評価を行います。こちらは敷地境界の状況です。こちらもすべて達成しておりました。こちらは、周辺集落の、次のページ、ページ20ページになりますが、こちらは集落周辺の状況です。いずれの予測値も環境保全目標値を達成しておりました。以上のように、施設の稼働に伴う騒音と振動の影響につきましては、環境保全目標を達成しておりました。

それでは次のページに移ります。21ページになりますね。次に悪臭について発表いたします。悪臭の環境保全目標値につきましては、悪臭防止法敷地境界基準に基づいて、こちらの赤枠の数値を設定いたしました。例えばアンモニアの目標値は2 ppm、アセトアルデヒドの目標値は0.1ppmです。

それでは次のページに移ります。悪臭の現状値を報告します。こちらには秋古集落敷地境界における悪臭の現状値を示しました。測定はこちらの青丸の箇所になります。測定されたのはアンモニアとアセトアルデヒドの2項目であり、その他の項目は測定下限値未満でした。すべての項目が悪臭防止法の敷地境界基準値に適合しておりました。

次のページに移ります。23ページですね。こちらは現在の焼却炉の排ガスの測定結果です。アンモニアが33ppmでした。その他の項目は測定下限値未満でした。すべての項目が悪臭防止法の排出基準値に適合しておりました。人の嗅覚による臭気の強さの測定項目である臭気指数についても同様の結果でした。

次のページに移ります。こちらは、悪臭の増加値の分布図になります。基準値の0.5から1%増加の紫色に塗りつぶされた地点もなく増加値が基準値の0.5%未満という結果でした。

次のページに移ります。25ページですね。悪臭の評価を行います。こちらはアンモニア、アセトアルデヒドなどの悪臭物質について、予測値と環境保全目標値と比較したグラフになります。どの悪臭物質についても環境保全目標値を達成しておりました。

次のページ、ページ26に移ります。こちらはメチルメルカプタン、ノルマルアルデヒドなどの悪臭物質について、予測値と環境保全目標値と比較したグラフです。こちら、この項目について環境保全目標値を達成しておりました。

次のページに移ります。27ページです。こちらは硫化水素、硫化メチルなどの悪臭物質について予測値と環境保全目標値を比較したグラフになります。こちらもすべて環境保全目標値を達成しておりました。

次のページ、28ページへ進みますね。こちらトルエンの臭気物質について予測値と環境保全目

標値とを比較したグラフです。どちらの項目も環境保全目標値を達成しておりました。以上のように悪臭についても、どの項目の予測値も目標値より低く、施設稼働に伴う悪臭の影響についても、環境保全目標を達成しておりました。

続きまして最後のページ、29ページですね。以上のように、大気質、騒音、振動、悪臭について、影響調査を行いました結果、すべて環境保全目標値を達成しておりました。そのため、本事業による影響は各基準に適合していると評価しました。

以上で生活環境影響調査の結果報告を終わります。ありがとうございました。

(高木会長)

どうもありがとうございます。それでは5番の質疑応答に入ります。ご意見のある方は、挙手でお願いします。

(太田委員)

事業の概要を少しお聞きしたいのですが、焼却施設で焼却残さというのはどのくらい残るのか。有機物、特に生ごみの場合ですと、基準は10%とありますけれど、どのくらいまで乾留炉というのは処理できるのか教えていただきたい。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

10%以下ということで、今想定されております。

(太田委員)

これは基準値ですかね。それは分かっているのですが、それ以下になることがたくさんある。私の昔の経験ですと、一般のごみ焼却炉で、5%ぐらい残っていて、それが結構臭っているわけですね。だからもうちょっと下げた方がいいのかなと思って、実際には乾留炉というのはどのくらいの焼却能力があるのかなと思ひまして。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

他のプラントも入れていただいている経験があるキンセイさんにも来ていただきますので、経験則からちょっとご意見いただきたいと思いますが先生よろしいでしょうかね。

(株式会社キンセイ産業 須藤営業部長)

キンセイ産業の須藤と申します。よろしく申し上げます。焼却残渣のところなのですが、先ほどお話した効率は10%というところですが、この乾留ガス化炉というのは、1つの釜の中でガス化それと熾火（おきび）燃焼、灰化という2つの工程がございます。ガス化が終わった後は廃棄物が炭状に残って、ガスが出なくなると、次の炉に移行するということになります。出たガスは、次の炉からまたガスが出るので、燃焼は継続されるのですが、今度炭状に残った乾留ガス化炉にある廃棄物は、たくさんの空気を送って、燃やしきり燃焼をします。それが熾火燃焼と言ったりするのですが、その時にたくさんの空気を下から送って、焼き鳥屋さんでこう炭で、うちわでたくさん空気を送ると炭は真っ赤に赤熱して白い灰になる、そのような工程を実施されます

ので、実際、熱灼減量、重量残渣で言うと、金属、ガラスを入れれば、そういうものが出てきますけど、それ以外のものは、概ね6%ぐらいというふうに経験しております。

(高木会長)

他にはいかがでしょうか。

(小林委員)

山梨大学の小林です。ちょっと確認させてください。こちらの調査結果の差し替えの方の最後にちょっと載っているのですが、気象データによると、基本的にこれ東風が卓越しているように見えるのですがこれ間違いないでしょうか。

(信濃公害研究所 中山次長)

数年前に現地調査した結果は東風が卓越しております。

(小林委員)

そうするとですね、こちらの予測結果を見ますと、これ、「東から」ではなく「東に」流れていて、ちょっとつじつまが合わない。

(信濃公害研究所 中山次長)

こちらに表示してあるのは、最大の濃度を示してある。8760時間ですかね。それを全部計算するので、1時間値を。その中で最も高い濃度となったもののコンタを示しております。

(小林委員)

風上に戻されることがそんなに頻繁にあるっていうシミュレーション結果ってことでしょうか。

(信濃公害研究所 中山次長)

そのシミュレーションは、おおよそ、1時間平均値で算出しているんですけども、大体2月ぐらいの大気安定度がBといってあんまり上方に拡散しない、逆転層ができたような状況ですかね。それで風速がそこだと、北西ぐらいの風のときが一番高くなったということで、表示しているような形ですね。

(小林委員)

この濃度最大を示すときは、この卓越風向というよりも…。

(信濃公害研究所 中山次長)

そうですね、卓越を示しているわけではなく、最大のところを示しております。

(小林委員)

この風向別大気安定度出現度数の高いところがNEになっていて、それがこの結果になっている。

(信濃公害研究所 中山次長)

多分、2月の夜間の大気安定度が中立ぐらいですね。

(小林委員)

わかりました。

(高木会長)

他にはいかがでしょうか。

(宮原委員)

ちょっと今のところ、関連してご質問させていただきたいのですが、シミュレーションで地図の外側にはみ出ているようになっているわけですが、この5%、10%までという範囲に、他の地区の人が住んでいるとか、そういう状況はあるのでしょうか。全体の広がりがわからなくて、地図からはみ出して、それが切れているので、どんな範囲までこういった影響があるのかというの、ちょっとわかりづらいと思うのですが、まず人が住んでいるところがあるかどうかというのを教えてください。

(信濃公害研究所 中山次長)

基本的に予測のときに、最大、予測範囲を広げればそこは予測可能となるのですが、その分、計算点が増えてくるので、そのコンタの間隔を広げなきゃいけないというのがあって、最大着地点濃度が収まる範囲で今回は、コンタをかけるように設定させていただきました。多分、外側にも人は住んでらっしゃると思います。ただ影響の具合は少ないかなと思います。

(宮原委員)

意図はよくわかるのですが、この地図だけ見せられて、住民の方が不安に思うのではないかなというところです。

(信濃公害研究所 中山次長)

はい。ありがとうございます。

(高木会長)

他にいかがでしょうか。

(太田委員)

差し替えていただいた資料の、222、223ページですけれども、自主的にこういう数字を出してもらっているのですが、222ページ、223ページの数字が全く一緒ですよ。ちょっと疑問に

思ったものですから。このレベルだから問題ない数字ですけど、ちょっと腑に落ちないところでありまして。

(信濃公害研究所 中山次長)

同じではないのですが、もしかしたら貼ってあるものが違うかもしれないですね。ただ、ものすごく低い数字で、大気と同じように予測はされています。

(太田委員)

多分低い数字になるのはわかっているのですが、ちょっと間違えじゃないかと。

(信濃公害研究所 中山次長)

そうですね。それは当然計算点高さも変えているので、値は変わってきます。

(直富商事株式会社 鈴木室長)

すいません、私が貼り間違えたのかもしれないので、確認しまして、報告別途いたします。

(高木会長)

私ちょっとこの辺の専門じゃないのでよくわからないのですが、今の222、223ページのところで、予測結果がppmで出ている。それはわかるのですが、その隣に、基準比って書いてあって、予測結果を第一種の基準で割った値というのが出てきますよね。で、その値が例えば一番上のアンモニアだと6.51のEのマイナス10乗という値になっているよって。要するにこれが言いたいことは、予測結果が基準に対してものすごく小さいということを使うために、これは普通の言い方なのですよね。

(信濃公害研究所 中山次長)

予測結果のときは0で示したのですが、今回意見いただいて、0じゃなくてもうちょっとわかりやすく示してくれということで、0がいっぱい続いちゃうので、どうしても。

(高木会長)

0.000000001ですね。わかりました。

(太田委員)

説明すると、元々のところが、0.005以下を0と表示するという感じだったので、すべてのものを0と表示すると、特に悪臭物質の場合は非常に低い濃度なので、それを0としてしまうのはちょっとやり過ぎじゃないですかというご指摘をしたところ、0と書かないでこういう実際の計算値で書いていただいたということです。ですからこの計算結果自体は、低いことがわかっていますので、よろしいですけども。

(高木会長)

わかりました。はい。ありがとうございます。

他にはいかがですか。

(太田委員)

続いてもう1つ。今日いただいた資料の説明の中に監視計画があって、悪臭については敷地境界が年1回、となっていたのですけれども、年1回でもいいですけども、年1回の場合は、実施時期が風向の関係とか要するに全く逆風の日に1回測りましたっていうのでは話にならないので、やはり1回でもいいですけど、その時は測定期間は、ちゃんと集落の方に風が吹いているときに測りましたというような配慮がやはり必要だと思うので、そういうことを今後、考えていかなければいけないと思います。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

はい。ありがとうございます。そのように対応させていただきます。

(高木会長)

ちょっと私の方からも、この資料、委員会配付資料の14ページのところに、地すべり観測の年間管理計画表というのが書いてあって、この図を見ると、要するに常時点検を毎月やる、GPSは通年でやる、さらに現地踏査や半自動観測などを2月と8月にやるという意味ですよ。何かこれだけ見ていると年に2回だけ大掛かりな調査をしていて、あとは自動観測と常時観測を通年で毎月1回、或いは常時やっているから、2月と8月に全体を確認するためにやっているという意味だというのが、最初わかりにくかったですよね。なにか2月と8月だけやればいいみたいなふうにとられてしまうような表記になっていて、多分そういう意味で書かれているのではないだろうと思うので、ちょっと表記の仕方としては少しご検討された方がいいのではないかなと。誤解を受けないかなと、ちょっと申し上げました。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

先生ありがとうございます。ご指摘の通りですね、パイプ式の歪計ですとか、水位計については常に設置されているものでして、ずっと観測をしているものですので、定期的にそれらを確認して、年間で管理しておりますので、書き方としては2月と8月しかやらないように書いてありますが、年間通じて観測しておりますので、書き方に失礼があってすみませんでした。ありがとうございました。

(高木会長)

それから私は、主に騒音の担当ということになっているのですが、この結果を見ると、私なんかは全然評価が低いというのはわかったのですが、騒音は結構ぎりぎりなのです。もちろん、国道に面していて、そういう意味ではもともとの騒音が結構大きいですよ。っていうのはよくわかるのですけれども、例えば、18ページの秋古集落周辺の夜間の予測値を見ると、現状39が50まで上がる。要するに今、相当静かなところで、そこが50は環境基準をクリアしているし、美術館ぐらいだから大したことないですよっていうのは、そうかもしれないけど、やっぱり人によっては

夜間すごく静かだったところが、多分、「ゴー」という音が聞こえてくるので、気になり出すと騒音っていうのは、とにかくもうとめどなく気になる。それだけ選択的に聞いてしまうので、ちょっとこれは怖くないかなという気が若干しております。保玉集落の方も、ここはもともと47が50なので、そんなには変わらないだろうとは思いますが、39から50は、明らかに違いがわかってしまう可能性があると思いますので、もし、対策をこの辺について打てるのであれば、少し設計を検討されてはいかがでしょうかという気はするのですが、いかがでしょうか。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

先生ご指摘ありがとうございます。やはり夜間もですね、運転している機械がありまして、ファンとかコンプレッサーと音が出る要素がありました。それにつきましては、カバーをつけたり、低騒音低振動のものの余地が今あるということで、メーカーさんにも確認できましたので、少しでも騒音が出ないように、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(高木会長)

はい、よろしくお願いします。

(宮原委員)

水質のことについてちょっとお伺いします。先ほど現地に行って見せていただいたときに、この例えば12ページのところに最終放流水というのが2つあってっていう話を、先ほども質問させていただいているわけですが、新しく測られる方の調査地点がここでよろしいのですかという質問です。新たに調整池を作って、そこから出てくる水の影響放流として、測定されるということでこちらは理解しておりますが、現地で使いませんと言われていた調整池がこの地図で左下の方にあるかと思いますが、こちらから出る水とか、そちらに水が入らないとか、そういうことが前提で、新たに作る調整池から出る水を最終放流水として測定されるということでよろしいでしょうか。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

ちょっと説明が不足してまして、左下にある新設される調整池のところが最終放流水は、今後、今回の計画で測定していくのですが、現状は計画図なのでまだ実在せず、現状はですね、右下にあるこの最終放流水に加えて、左下にもう1つ、調整池というのが、台形みたいなものがあると思うのですが、これが実は先ほどあったのですが、あそこでも最終放流を現状採って管理しています。

それを今度、実はその計画の関係でこの調整池は使わなくなるのですが、ですので上の調整池を使って、ここでも最終放流を確認するというので、現状も既存の最終放流水を、既存の調整池から取っているのと、右側の見えていたところとダブルで取って、今度は位置が変わって最終放流数は、いずれも調整池から取るということでやっていきますということでよろしいでしょうか。

(宮原委員)

要するに最後に水が集まるところで採水をして確認してくださいというのが私のお願いです。

(直富商事株式会社 鈴木常務)

はい。そのようにさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いします。

(直富商事株式会社 鈴木室長)

一点訂正で、管理はしているのですけれども台形の方の調整地の水質分析は現状はやっておられない状態で、右下の方だけはやっているという状況です。ただ、台形の方も管理はしております。

(浅野委員)

先ほどの、GPSの関係で14ページの件、ちょっと14と15ページを合わせてお伺いしたいのですが、この簡易GNSSの観測する測点のサイズというのはどのくらいの大きさでしょうか。

(国土防災技術株式会社 出口次長)

GPS、GNSSなのですが、観測点自体はこぶし大ぐらいのもので、これは受信機になります。一般にはGPS、カーナビなんかと同じなのですが、精度自体はミリ単位で、一般的には規定値というのは、だいたい月に2ミリ程度の動きがあれば、十分注意という形になります。

今のところの観測結果で言うと、そこまでのものはないというところになっております。

(浅野委員)

ありがとうございます。ちょっとその確認取りたいのですが、あの小さい機械で測った場合に、そのポイントというか設置している場所ですね、それが、例えば木がいっぱい生えていて根っこ伸びてきたことで動いているとか、そういうリスクもあると思うのですが、その辺の3つの測点で地盤が、確かに地滑りレベルの大きな動きを把握できるかどうか。問題はないのでしょうか。

(国土防災技術株式会社 出口次長)

GPSの設置なのですが、基本的には基礎を作ってしまうと、地盤が動かないように配慮しつつ、その点の移動量を図っているような形です。いろんな外部的な要因とかございますけれども、それはGPS、GNSSの方で、1日1回程度の頻度で測定していますから、それが異常があれば、状況を確認しつつ、それを監視するという手段で行っております。

(浅野委員)

ありがとうございます。もう一点、15ページの緑色の記号について、地滑りが起きたときに、その伸縮で即時に判断できるものというような説明と認識したのですが、それについては14ページの方ではちょっとよくわからないのですが、これはもう動きが発生したらすぐに察知できるというような認識でよろしかったでしょうか。

(国土防災技術株式会社 出口次長)

GNSSの方はですね、データの方が、WEB上に上がるようになっていきますので、それを随時確認することができる形です。

ただ、地表伸縮計に関しましては、この14ページの表にありますように、年2回のデータ収集をしております。観測データ自体は、その場所で通年のデータ1時間に1回のデータで保持していますので、そのデータを2月、8月に取りに行く。その結果をあそこで管理していくという形になっています。全般的には、GNSSの方で全般的な動きを見ながら、異常があればもちろん確認を行うという形をとっております。

(高木委員長)

今のご説明で、念のための確認ですが、今おっしゃっていたのは、GPSの観測を常時しているから、そこで異常があると、この2月、8月に関係なしに例えば地表伸縮計とか地中観測計の観測データをチェックしに行くということですね。何もなければ2月、8月にまとめてやる。

(国土防災技術株式会社 出口次長)

はい。その通りです。

(太田委員)

ちょっと私の担当外の話ですけども、よろしいですかね。本文ではないですけど、今日お配りいただいた資料の5ページ、大気質の環境保全目標値とありますが、誤りがあるので、目標値に年平均と書いていますが、環境基準値というのは年平均じゃなく日平均値です。年平均にすると大体この半分ぐらいになりますので、評価は変わりませんけれども、本体を見たら長期目標となっていて年平均と書いてないですね。今日の資料だけ間違っているかと思っております。

(直富商事株式会社 鈴木室長)

すいません。私が知識不足で間違っていました。信濃公害さんからご指導いただきながら、修正します。ありがとうございます。

(太田委員)

今日の資料だけだと思うのですが。本体は大丈夫だと思うんですけど。

(高木委員長)

他にはいかがですか。大体よろしいでしょうか。質疑は以上でよろしいでしょうか。

それでは6の意見集約に入ります。我々の中で意見の集約をするという形になりますので、事業者の方はその場でいらっしゃるのは全然OKですけども、傍聴者と同じ扱いになりますので、ご発言等できないので、その辺はよろしくお願いいたします。

傍聴者の方も同様で、ご発言はお控えください。

意見集約ということですけども、これはやり方としては、今日のこのご説明を聞いて、これ

ならばいいとか、ここのこのやり方じゃ駄目だとかそういうことを意見集約していくということでもよろしいですね。ということで今皆さんのご質問、一部データの修正等が入っておりますけれども、ご説明をいただいた説明に対していかがでしょうか。

これだったら大丈夫という判断をしてもよろしいでしょうか。

(太田委員)

私の方から先ほどこちょっとデータが1つ、多分間違いじゃないかというのがありますので、それを確認していただいてから。

(高木委員長)

どうでしょうか。データに間違いがあったことがある程度わかっているの、それを見ないと、ということですね。

(太田委員)

多分大丈夫だと思うのですが、もの見ないで、それが同じくらいのレベルで低ければ、問題ないと思います。

(中嶋課長補佐)

そうでしたらこちらの方で、後程差し替えでまたお示しさせていただきたいと思いますが、一応その前提でご発言いただければと思います。

(高木委員長)

だから、データをいただいて皆さんにご確認をいただく。そのところで異議がある場合には、場合によっては、今日例えばこれでよかろうとなっても、ちょっと待てということもあり得るということだと思います。そうであるならばいかがでしょうか。よろしいでしょうか。いいですか。特にもちろん疑義はないということなので、一応、意見集約としては今日のご説明を我々としては受け入れて、これで進めてよろしいということで意見集約をさせていただきます。よろしいですね。ただし、先ほどのご指摘があったように、データの修正が一部入りますので、それを結果を見ても、それに対してこれはちょっとって委員が1名でもいらっしゃる場合は、場合によっては再度、会議を開いてということになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。そういう条件をつけましたけれども、意見集約としては認めるということで進めさせていただきます。

以上で審査事項を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(北村課長)

高木会長ありがとうございました。また委員の皆様には長時間にわたり、ご審査をいただき、誠にありがとうございました。ただいまご審査いただいた内容、意見集約等を踏まえまして、本市ではこの施設の設置計画が、生活環境の保全について適正な配慮がされたものであるか判断し、引き続き許可にあたっての事務手続き等を進めて参りたいと思います。

それでは以上をもちまして、第6回長野市廃棄物処理施設設置審査会を閉会いたします。
皆様どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。